

京都市告示第169号

地方税法第20条の5の2及び京都市市税条例第6条第3項の規定に基づき、地方税法等に基づく申告等の期限の延長（平成23年3月30日京都市告示第482号）において別途市長が定めることとされている期日のうち、次の表の左欄に掲げる地域に住所を有する個人及び主たる事務所又は事業所を有する法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るもの並びに当該地域に事務所又は事業所を有する者で当該地域に源泉徴収に係る所得税の納税地があるものに係るもの（当該事務所又は事業所における個人の市民税に係るものに限る。）については、同表の中欄に掲げる期限について、それぞれ同表の右欄に掲げる日とします。

平成23年6月23日

京都市長 門川 大作

申告等の期限を定める地域	延長の対象となる申告等の期限	市長が定める日（延長後の申告等の期限）
青森県及び茨城県	個人の市民税、法人の市民税及び市たばこ税に係る申告等（地方税法又は京都市市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する行為をいう。以下同じ。）の期限のうち、その期限が平成23年3月11日から同年7月31日までの間に到来するもの	平成23年8月1日
青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県	固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、入湯税、事業所税及び都市計画税に係る申告等の期限のうち、その期限が平成23年3月11日から同年7月31日までの間に到来するもの	平成23年8月1日
	固定資産税及び都市計画税の納期限のうち、第2期分に係るもの	平成23年9月30日

(行財政局税務部税制課)